

一般財団法人 平和協会 駒沢診療所  
訪問リハビリテーション重要事項等

1. 事業所の概要

(1) 事業所と地域

事業所名 : 一般財団法人平和協会 駒沢診療所  
所在地 : 〒154-0011  
東京都世田谷区上馬4丁目5番8号  
電話番号 : 03(3424)8501  
FAX : 03(3424)8838  
指定事業所番号 : 1311237098  
サービス提供地域 : 世田谷区 (上馬・駒沢・桜新町・三軒茶屋・下馬・新町  
・世田谷・太子堂・弦巻・野沢・深沢・若林)  
目黒区 (柿の木坂・東が丘・八雲)

(2) 診療所の概要

所長 : 米谷 美津子  
診療科目 : 内科 心療内科 婦人科  
事業内容 : 外来診療 ・ 在宅医療 ・ 訪問看護  
通所リハビリテーション ・ 訪問リハビリテーション  
居宅介護支援事業所 ・ 健康管理センター

(3) 当事業所の職員体制

①医師 2名 (常勤)  
②従事者  
理学療法士 4名 (常勤)  
事務員 2名 (常勤)

(4) サービスの提供時間

月曜日 ~ 金曜日 : 午前8時30分~午後5時  
休業日 : 土・日・祝祭日、12月29日から1月4日

2. サービス内容

(1) 訪問リハビリテーション

- a. 主治医の診療情報提供書を基に、リハビリ指示を行う医師が概ね3ヶ月に1回診察を行います。(医療保険による診察)
- b. 医師の指示を受けた理学療法士が、利用者の居宅を訪問し、訪問リハビリテーションサービスを提供します。
- c. 医師の指示を受けた理学療法士が、医師の情報提供に基づき、訪問リハビリテー

ションの目標及び目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成します。

- d. 訪問リハビリテーション計画に基づき、療養上必要とされる事項について、利用者またはその家族に対し、わかり易く指導又は説明を行い、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。

3. 利用料 (1単位 11.10円)

往診料 : 医療保険 初回 (1割負担) 1090円 2回目以降 850円  
初回及び3ヵ月に1度を目安に当院の医師が身体状態を確認して  
リハビリの指示を出すために定期的に訪問します。

(1) 訪問リハビリテーション費 308単位/回

a. 加算

- ・短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日
- ・サービス提供体制強化加算 (I) 6単位/回
- ・移行支援加算 17単位/日

(2) 介護予防訪問リハビリテーション費 298単位/回

a. 加算

- ・短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日
- ・サービス提供体制強化加算 (I) 6単位/回

短期集中リハビリテーション実施加算について

退院 (所) 日又は認定日から起算して3月以内かつ1週間につき2日以上実施。  
※やむを得ない理由によるもの (利用者の体調悪化等) により、1回/週の実施  
の場合は算定されます。

(3) 介護保険適用時、利用料の介護保険負担割合証に記載された割合が自己負担  
になります。

(4) 介護保険の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に  
支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金を  
いただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を  
後日、区の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(5) 交通費等

- ・前記のサービス提供地域でサービスを受けられる方は無料です。  
それ以外の地域の方は、自費となります。

自己負担額 (1回につき) 550円

4. 訪問時における事故発生時の対応

- ① 利用者の安全の確保を最優先とし、救護等可能な措置を講ずる。
- ② 関係各所（消防・警察・家族・事業所等）への連絡を取る。

5. サービス内容に関する苦情・ご相談

当事業所において提供する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションのサービスに関するご質問、ご相談、ご要望、苦情等お申し出ください。

① 窓 口 : 診療所所長 米谷 美津子

電 話 : 03(3424)8501

受付時間 : 月～金曜日 午前8時30～午後5時

但し、祝祭日・12月29日から1月4日を除く

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・世田谷区役所 保健福祉課 03(5432)1111

・目黒区保健福祉サービス 03(5722)9842

・東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口

03(6238)0177

6. 当事業所の取り組み

① 虐待防止および身体的拘束等の原則禁止

虐待防止のための指針を設け、虐待防止検討委員会を設置、委員会での協議内容を職員に周知し、防止策・対応策・研修を講じます。虐待または虐待が疑われる場合は市区町村関係機関へ相談、報告します。利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

② 非常災害時等対策

非常その他の緊急事態に備え、業務継続計画等を策定、研修・訓練を行います。

③ 感染症対策

感染症の予防及び蔓延防止のための指針を設け、感染予防委員会を設置、研修・訓練を行います。

④ ハラスメント対策

職場における（利用者からのハラスメントも含まれる）ハラスメント防止のために方針を策定し、職員に周知・啓発します。